

# パブリックコメント実施結果報告書

平成24年 8月23日

担当課	水・大気環境課
担当者	木下
連絡先	7206

意見公募のテーマ： 鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案

## ①手段別意見応募件数 (意見件数を記入してください。応募者数は( )書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3(1)と記載してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
0(0)	5(4)	10(6)	0(0)	15(6)	30(16)

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	4	事前調査を行う者の要件を定めるべき 改正により事前の作業届出が不要となる規模の説明が分かりにくい 環境測定の実地測定地点を定めて欲しい
既に盛り込み済み	5	事前調査を徹底してもらいたい 事前調査の義務化をしてもらいたい 作業規模に応じて届出が不要とされることについて賛成 悪質業者を取り締まって欲しい
今後の検討課題	5	工事発注者(建物所有者)にも事前調査や事前調査結果の保存の義務を課してはどうか 県の抜き打ち検査を増やしてはどうか 県の担当者のレベルを上げて、違反業者を適切に取り締めて欲しい 県民への普及啓発が不十分なので、もっと積極的に周知すべき
対応困難	12	届出が必要な規模要件が厳しすぎる 届出が必要な規模要件は、30m <sup>2</sup> 、80m <sup>2</sup> 程度ではどうか 罰則がゆるいので厳しくして欲しい 事前調査結果の保存期間は5年では短いので、10年以上、40年としてはどうか
その他 (例：施策の体系外の意見等)	4	県と市町村の連携、情報共有が不十分 建設リサイクル法の届出時に事前調査の結果を添付させることはできないか 石綿障害予防規則で規定される工事の作業記録を、工事発注者が確認する仕組みが必要 ではないか
計	30	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。  
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>